総務市民委員会　会議録

＝＝

日　時　令和７年６月１３日（金曜日）
　　午前１０時開会　午前１１時６分閉会
場　所　第３委員会室

日　程
　１　開　会
　２　委員長挨拶
　３　協議事項
　（１）議案の審査
　　議案第４７号　土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
　　議案第４８号　土浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
　　議案第５６号　川口運動公園管理事務所耐震補強等改修工事請負契約の締結について
　　議案第５７号　財産の取得について（中学校教育用コンピュータ機器）
　　議案第５８号　財産の取得について（電子黒板システム）
　　議案第６０号　損害賠償（解約金）の額の決定について
　　議案第６１号　土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
　（２）各種委員会委員の選出について
　　・土浦市環境審議会委員
　　・土浦市地域医療運営協議会委員
　　・土浦市多文化共生推進プラン検討委員会委員
　４　閉　会

出席委員（８名）
　委員長　　奥谷　崇
　副委員長　滝田　賢治
　委　員　　古沢　喜幸
　委　員　　篠塚　昌毅
　委　員　　小坂　博
　委　員　　目黒　英一
　委　員　　菅井　歩美
　委　員　　栁澤　健二

説明のため出席した者（３１名）

市長公室長	山口　正通
総務部長	塚本　浩幸
市民生活部長	皆藤　秀宏
消防長	堀本　良博
議会事務局長	櫻井　良哉
消防次長	比氣　武行
秘書課長	浅川　邦子
政策企画課長	福澄　雄祐
行政経営課長	天貝　健一
ＤＸ推進課長	土田　俊紀
財政課長	瀬古澤　時人
広報広聴課長	冨田　知伸
総務課長	北島　康雄
防災危機管理課長	大橋　博
人事課長	野中　祐起男
管財課長	渡邊　隆明
課税課長	中西　弘治
納税課長	萩島　克延
市民活動課長	大貫　三千夫
人権推進課長	中川　光美
生活安全課長	福原　守
市民課長	菊田　宏巳
環境保全課長	鈴木　孝昌
環境衛生課長	草間　正志
消防総務課長	持丸　恒次
予防課長	橋本　浩一
警防救急課長	堀越　一良
監査委員事務局長	藤井　徹
会計管理者	沼尻　健
スポーツ振興課長	日高　寿志
指導課長	郡司　茂樹

事務局職員出席者

主　任	岩松　英統

傍聴者なし

○奥谷委員長　おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。早

速、協議事項（１）議案の審査に入ります。サイドブックスは、総務市民委員会、令和７年、６月１３日開催のフォルダを御準備ください。議案第４７号土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。それでは、執行部より説明を願います。

○野中人事課長　それでは、資料１を御覧いただければと思います。議案第４７号土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、御説明させていただきます。１番の主な改正の理由ですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が令和６年５月に改正され、その改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、国家公務員に準じて、職員の仕事と育児との両立支援制度に関する情報の提供や意向確認等の措置を行うものでございます。２番の主な改正内容になりますが、（１）としまして、本人又は配偶者の妊娠又は出産等を申し出た職員に対する措置としまして、出生時両立支援制度等の周知、意向確認などが義務化されたものでございます。出生時両立支援制度等の内容につきましては、２ページを御覧いただければと思います。上からですね、育児短時間勤務制度から一番下の妻の出産休暇制度までの８事業が該当するものでございます。それでは１ページに戻っていただきまして、（２）としまして、３歳に満たない子を養育する職員に対する措置として、育児期両立支援制度等の周知、意向確認などが義務化されたものでございます。育児期両立支援制度等の内容については、先ほどと同じように２ページを御覧いただければと思います。育児時間制度と妻の出産休暇制度を除いた事業につきまして、対象の職員に対し、内容等を周知し、意向確認等を行うものでございます。それでは、また１ページに戻っていただきまして、（３）としまして、その他文言整理になります。３番の施行期日につきましては、令和７年１０月１日です。３ページ以降は改正案文、別添資料は新旧対照表になります。説明は、以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　この改正案ですが、同様の改正をする近隣自治体はあるのかないのかお伺いしたいのと、民間企業でも同様のことをやってると思うんですが、それと比べてですね、この改正は子育てに対して優しい改正になっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○野中人事課長　こちらの改正につきましては、全国の市町村全て１０月１日から施行するものでございます。２番の御質問ですが、これは民間企業等もやはり職場のほうと育児のほうの両立の制度でございまして、かなり育児等に優しい改正になっていると思います。以上でございます。

○篠塚委員　この改正により子育て世代の職員が楽になって良くなるというのもあるんですが、新規採用者もこういうことがあるから受験したいとか入りたいとか、そういうような可能性は増えてくるのかな、どうなんでしょうか。

○野中人事課長　土浦市としまして、今年の４月からフレックスタイム制度も導入しまして、働き方改革に対応するような制度も設けてございます。こちら職員の採用につきましてもＰＲしていきたいと思っております。以上でございます。

○奥谷委員長　私からも１点、今あったように民間の制度内容も適宜変わって良くなっていると思いますので、その辺もしっかり見ていただいて、適宜改正できるものはより良い方向に持っていっていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。そのほかございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　質疑も出尽くしたようですので採決に移ります。議案第４７号土浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第４７号は原案どおり決しました。つぎに、議案第４８号土浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○野中人事課長　つづきまして、議案第４８号土浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、御説明させていただきます。１番の主な改正の理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律が令和７年１月に改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を一層容易にするため、国家公務員に準じ、部分休業制度を拡充するものでございます。２番の主な改正内容になりますが、（１）部分休業制度の形態の追加になります。現行では、小学校就学前まで取得可能な部分休業について、１日につき２時間を超えない範囲内の１形態のみでしたが、改正後では、１年につき１０日相当を超えない範囲で、２時間以上勤務しないことができるとの形態を追加し、職員は、いずれかの形態を選択することが可能となるものでございます。（２）その他の事項としましては、アの職員は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの間で部分休業の請求を申し出る。イの配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと等の特別の事情があれば、部分休業の申出の内容を変更することができる。ウの勤務時間の始め又は終わりに限って取得可能とする取扱いを廃止する。エとして、その他では文言整理を行っております。３番の施行期日につきましては、令和７年１０月１日になります。２ページ以降は改正案文、別添資料は新旧対照表になります。説明は、以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　質問もないようですので採決に移ります。議案第４８号土浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第４８号は原案どおり決しました。つぎに、議案第５６号川口運動公園管理事務所耐震補強等改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○渡邊管財課長　管財課です。資料３、議案第５６号川口運動公園管理事務所耐震補強

等改修工事請負契約の締結についてです。本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の予定価格が１億５，０００万円以上の工事に該当いたしますことから議会の議決をお願いするものです。１ページをお願いします。議案の内容でございますが、名称は川口運動公園管理事務所耐震補強等改修工事、工事場所は土浦市川口二丁目地内、工事内容は記載の内容でございますが、詳細につきましては次ページ以降で御説明させていただきます。契約金額は２億２９５万円、契約の相手方は市内本社の株式会社折本工業、契約の方法は一般競争入札でございます。２ページをお願いします。工事内容についてでございます。３番の工期でございますが、議会の議決をいただいた翌日から令和８年３月１３日までの約９か月でございます。７番の工事の概要です。耐震補強工事につきましては、観客席上部屋根の梁及び梁と下部ＲＣ構造との接続部補強、玄関キャノピー鉄骨の補強、ＣＢ壁間仕切り壁の改修を行います。大規模改修工事につきましては、外部改修、内部改修、建具改修などを行うものです。８番の工事の目的です。本工事は、令和５年度に管理事務所の耐震診断を実施した結果、観客席の屋根や玄関のひさし、内壁等に所要の耐震性能が確保されていないことが判明したことから、大規模地震に備え、令和６年度に実施した耐震設計に基づく耐震補強工事を行うものです。また、管理事務所は竣工から５３年が経過しており、随所で経年劣化が見られるため、屋上、外壁塗装等の外装改修や建具の交換等の内装改修を行い、施設の安全性の向上や延命化を図るものでございます。３ページは、川口運動公園管理事務所の位置図でございます。４ページは、主な耐震補強箇所につきましてお示ししたものでございます。一番上の写真は、観客席上部の屋根でございまして、この屋根の梁及び梁と下部ＲＣ構造との接続部について耐震補強を行うものです。また、真ん中の写真は玄関キャノピーの写真で、この鉄骨を補強いたします。一番下の写真は、管理事務所内のコンクリート造の間仕切り壁で、改修工事を行います。入札結果につきまして、５ページを御覧いただきたいと存じます。中段に記載のとおり、折本工業、大鶴の２社から応札がございました。予定価格については、左下に記載がございますように税抜きで１億８，５７２万９，０００円です。落札率は９９．３４％という結果でございました。川口運動公園管理事務所耐震補強等改修工事請負契約の締結についての説明は、以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○目黒委員　確認ですが、大規模改修で外部の多目的トイレの解体というのは、場所はどちらだったのかというところと、これが解体することによってほかの場所に改めて設置するのかどうか教えてください。

○渡邊管財課長　多目的トイレの場所ですが、この管理事務所のすぐ近くの所にございまして、玄関から出てすぐ南側の所にございます。かなり老朽化していまして、現在使っている方はほぼいらっしゃらないという状況でございます。近くのＪ：ＣＯＭスタジアムのトイレがきれいに整備されておりまして、皆さんそちらをお使いになっていますので、そちらを引き続き御利用いただくようになるかと思います。以上でございます。

○奥谷委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　それでは、質疑も出尽くしたようですので、採決に移ります。議案第５６号川口運動公園管理事務所耐震補強等改修工事請負契約の締結については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第５６号は原案どおり決しました。つぎに、議案第５７号財産の取得について（中学校教育用コンピュータ機器）を議題といたします。執行部より説明願います。

○渡邊管財課長　管財課です。資料４、議案第５７号財産の取得について（中学校教育用コンピュータ機器）をお開きください。本案件は、所有権移転付きの賃貸借契約に基づく、賃貸借期間満了後の無償譲渡による財産の取得です。地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条における議会の議決に付さなければならない予定価格が２，０００万円以上の財産の取得に該当するとみなし、議会の議決をお願いするものでございます。１ページをお願いいたします。議案の内容でございますが、名称は中学校教育用コンピュータ機器、契約金額につきましては総額３，６３０万円です。月額６０万５，０００円の６０か月分でございます。契約の相手方は、市内本社の中川商事株式会社、契約の方法は指名競争入札です。

財産の取得日は、５か年の賃貸借契約の期間満了日の翌日である令和１２年９月１日を予定しています。財産の取得の方法につきましては、所有権移転付きの賃貸借契約、令和７年９月１日から令和１２年８月３１日であり、契約期間満了後の無償譲渡によります。２ページをお願いします。２番の納入場所ですが、一中、二中、三中、四中、五中、六中、都和中を予定しています。３番から７番については先ほど御説明したものと重複しますので割愛しまして８番の目的を御覧ください。本賃貸借は、令和２年度に整備した中学校の教育用コンピュータのうち、学習用サーバ機器の更新を行うものです。機器の更新に当たっては、学習用サーバの各種設定並びにデータ移行及びソフトウェアの動作確認を行い、ＧＩＧＡスクール端末や電子黒板等の学習系ＩＣＴ機器が正常に稼働し、円滑に授業が行える学習環境の整備を目的とします。つづきまして、９番の機器の仕様及び数量ですが、パソコン教室用サーバ７台、ソフトウェア一式です。３ページは工程表になります。議会の議決後に本契約を締結し、中学校の夏休み前までに業者において各種機器の設定を行い、夏休み期間中に各校への設置、入替作業を実施し、９月から活用する予定です。４ページをお開きください。こちらは、本案件の運用イメージとなっております。５ページは入札の結果です。機器の賃貸借が可能な業者、アキラから関彰商事までの１０社による指名競争入札で、予定価格は税抜き月額５７万６，８４０円、落札額は税抜き５５万円、落札率は９５．３５％でございます。令和７年９月１日から令和１２年８月３１日までの長期継続契約でございます。説明は以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員　新治学園義務教育学校は、既に整備されているんですか。

○渡邊管財課長　新治学園義務教育学校につきましては、導入した年度が異なっておりまして、来年度に入札を実施する予定です。

○篠塚委員　予定価格が５７万６，８４０円なんですが、入札の結果は１社を除いて全て予定価格を上回っているのですが、予定価格の算出というのは適正だったのでしょうか。入替時期が迫っている中で、もし入札が不調になった場合には教育現場が混乱すると思います。予定価格の設定をどのようにしたのかお伺いします。

○渡邊管財課長　今回、予定価格に入らない業者が複数あったというところでございますが、こちらは予定価格を事前公表ではなく、事後公表としているところが大きな原因かと思われます。その上で、予定価格の設定の仕方なんですけれども、こちらについては、何社かから見積もりを取りまして、その上で設定させていただいてるというような状況でございます。以上でございます。

○篠塚委員　分かりました。ただですね、入替え時期が迫ってる場合に、不調になってしまったら大変なことだと思いますので、その辺もよく踏まえて予定価格の設定をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○渡邊管財課長　篠塚委員おっしゃるとおり不調になってしまった場合、夏休みに使えないとなってしまうと、教育現場において大変なことになってしまうので、予定価格等の設定につきましては慎重にやりたいと思っております。以上でございます。

○古沢委員　予定価格というのは、原則的に事前公表だと認識してるんですが、これはどうしてなのでしょうか。

○渡邊管財課長　古沢委員おっしゃられるようにですね、予定価格は事前公表をするものが多く、事前公表が原則になっていると思います。事前公表しているものが、工事と業務委託、委託のうち設計積算してるものというところになってございまして、今回の案件は賃貸借ですので、こちらは事前公表の対象ではないということで、事後公表となっているものでございます。以上でございます。

○奥谷委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　それでは、質疑も出尽くしたようですので採決に移ります。議案第５７号財産の取得について（中学校教育用コンピュータ機器）は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第５７号は原案どおり決しました。つぎに、議案第５８号財産の取得について（電子黒板システム）を議題といたします。執行部より説明を願います。

○渡邊管財課長　管財課でございます。資料５、議案第５８号財産の取得について（電子黒板システム）をお開きください。１ページをお願いいたします。本案件も議案第５７号と同様、所有権移転付きの賃貸借契約に基づく賃貸借期間満了後の無償譲渡による財産の取得であり、議会の議決に付さなければならない予定価格が２，０００万円以上の財産の取得に該当するとみなし、議会の議決をお願いするものでございます。議案の

内容でございますが、名称は電子黒板システム、契約金額につきましては総額６，９２３万４，０００円、月額１１５万３，９００円の６０か月分でございます。契約の相手方は、土浦市上坂田にあります関彰商事株式会社エネルギートランスフォーメーション事業部関東第２支店です。契約の方法は、指名競争入札です。財産の取得日は、５か年の賃貸借契約の期間満了日の翌日である令和１２年９月１日を予定しています。財産の取得の方法につきましては、所有権移転付きの賃貸借契約、令和７年９月１日から令和１２年８月３１日であり、契約期間満了後の無償譲渡によります。２ページをお願いします。２番の納入場所ですが、大岩田小、都和小、都和南小、六中、都和中の５校です。８番の目的を御覧ください。本賃貸借は、学習指導要領にある児童・生徒の「生きる力」を育むことを目的として、授業での日常的なＩＣＴ活用を促進するために各教室へ電子黒板ディスプレイ型モニター、電子黒板用コンピュータ等のＩＣＴ機器の更新を行うものです。９番の機器の仕様及び数量ですが、ディスプレイ型モニター６５型５０台、実物投影機５０台、タブレット型パソコン５０台です。３ページは工程表になります。議会の議決後に本契約を締結し、小中学校の夏休み前までに、業者において各種機器の設定を行い、夏休み期間中に各教室への設置、入替作業を実施する予定です。４ページをお開きください。上の写真のうち大きく映し出しているモニターが電子黒板、下の写真が実物投影機です。５ページは入札の結果です。機器の賃貸借が可能な業者、アキラから関彰商事までの１０社による指名競争入札で、予定価格は税抜き月額１０５万４，５００円、落札額は税抜き１０４万９，０００円、落札率は９９．４８％でございます。令和７年９月１日から令和１２年８月３１日までの長期継続契約でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○目黒委員　見積りに件名で六中・都和中地区と書いてあるんですけれども、こちらの契約というのは、中学校地区ごとに年度を分けて契約されていらっしゃるのでしょうか。

○郡司指導課長　委員おっしゃるとおり、各中学校区に分けて契約を進めているところであります。

○目黒委員　次年度以降も中学校区ごとにスケジュールも立っていると、そういう理解でよろしいですか。

○郡司指導課長　はい。委員おっしゃるとおりとなります。

○奥谷委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　それでは、質疑も出尽くしたようですので採決に移ります。議案第５８号財産の取得について（電子黒板システム）は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第５８号は原案どおり決しました。つぎに、議案第６０号損害賠償（解約金）の額の決定についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○菊田市民課長　資料６をお願いします。１番の概要ですが、マイナンバーカードの交付に用いる統合端末等について、ＯＳのサポート終了に伴い、国の仕様変更、マイクロソフト社のＷｉｎｄｏｗｓ１０からＷｉｎｄｏｗｓ１１の仕様などへの変更が示されまして、更新が必要になりました。そこで、一部の端末等において、長期継続契約を中途解約して残期間分に係る解約金が生じることになりました。この解約金について損害賠償するため、地方自治法第９６条第１項第１３号「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」により、議会の議決を求めるものです。２番の損害賠償に係る債務につきましては、相手方は株式会社茨城計算センター、金額は１７７万５，０７０円でございます。３番の予算措置等につきましては、国補助金、マイナンバーカード交付事務費補助金において、直近の国の事務連絡においては、「違約金等について、ほかのシステムの更改やＯＳのサポート終了等に伴い、統合端末の改修や入替えで、自治体に責がない場合においては、措置を行う。」と示しており、市としては、これに該当して補助対象になると考えております。説明は以上です。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　質問もないようですので採決に移ります。議案第６０号損害賠償（解約金）の額の決定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第６０号は原案どおり決しました。つぎに、議案第６１号土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○北島選挙管理委員会書記次長　議案第６１号土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について、御説明いたします。資料７をお願いいたします。土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、事前の総務市民委員会の際には根拠となります国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が、国会審議中であったことからその他の項目で説明をさせていただいたものでございますが、その後、国会を通過し、６月４日付けで公布がされましたことから、この度追加議案として審議いただくものでございます。また、同日、公職選挙法施行令の一部についても改正がされましたことから、これに伴いまして、２番の（２）土浦市議会議員及び土浦市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及び次ページの（３）土浦市議会議員及び土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についても追加し、合わせて議案とさせていただいております。それでは、資料の説明をさせていただきます。１番の条例改正の理由でございます。参議院議員通常選挙が執行される年の定例改正として、最近の物価の変動等を踏まえ、投票所経費等の基準額の改正を行うため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行により、所要の改正を行うものでございます。２番の主な改正内容でございます。（１）は土浦市特別職の職にある者の

報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、投票所の投票立会人等、選挙執行時における特別職の職にある者の報酬日額を下記のとおり改正するものでございます。選挙長は、改正前１万８００円が改正後は１万２，２００円で１，４００円のアップ。以下記載のとおりですが、１，２００円から１，７００円の幅で単価が上がるといった内容でございます。（２）は土浦市議会議員及び土浦市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正について、選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価の公費負担限度額を、１，０６０円から１，１０２円に引上げ改正するものでございます。次ページに移りまして、（３）は土浦市議会議員及び土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について、選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価の公費負担限度額を７円７３銭から８円３８銭に引上げ改正するものでございます。３番の施行期日は、公布の日からでございます。次ページには改正案文、別添資料は新旧対照表になります。説明は以上でございます。

○奥谷委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員　２番目の選挙ポスターと選挙用ビラの公費負担分なんですが、大体４％上がってるんですが、４％上げた根拠というのは何か分かりますか。

○北島選挙管理委員会書記次長　こちらは国のほうでポスター、ビラの作成単価を４％上げたことを受けまして、土浦市で定める単価に４％を乗じて算出したというものでございます。

○篠塚委員　国の方針に準じるのは分かるのですが、何で４％上げたというのは分からないですかね。物価高騰のパーセンテージで言うと４％はちょっと低いと思いますし、何か根拠があるのかと思ってお伺いしたんですけど。

○北島選挙管理委員会書記次長　こちらの参議院議員通常選挙に必要な執行経費について、改正選挙執行経費基準法で経費が示されているところでございますけれども、前回の参議院選の全体の予算から１３．３％、経費のほうは全体で上乗せしているというような国の予算となってございます。あとは種別ごとにポスターとビラの印刷経費について４％程度というような位置付けが示されたというような部分だと思います。以上でございます。

○奥谷委員長　ほかにございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長　それでは、質疑も出尽くしたようですので、採決に移ります。議案第６１号土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○奥谷委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第６１号は原案どおり決しました。ここで委員会を休憩とし、分科会の審査を行います。

（休憩：午前１０時３６分）

（再開：午前１０時４５分）

○奥谷委員長　総務市民委員会を再開いたします。そのほか、執行部から何かございますか。
○中川人権推進課長　人権推進課でございます。資料９をお願いいたします。令和７年度つちうらクローバーフェスティバルの開催についてお知らせいたします。人権、平和、ダイバーシティ、協働のまちづくりと四つのテーマとしたクローバーフェスティバルを９月２７日土曜日に開催いたします。会場は、本庁舎５階の茨城県県南生涯学習センターで実施いたします。昨年同様、広島平和記念式典に参加されました中学生による体験発表のほか、ポスターセッション、啓発パネル展示などを行います。そして、今年の人権講演会は戦後８０年特別企画として映画「祈り―幻に長崎を思う刻―」の上映をいたします。さらに、今年は土浦市民憲章制定５０周年を迎える年となりますことから、記念セレモニーを実施したいと考えております。詳細につきましては、改めて御案内いたしますのでよろしくお願いいたします。つづきまして、資料１０をお願いいたします。第４次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）の策定についてでございます。本計画につきましては、男女共同参画社会の実現に向け、令和３年３月に策定した第４次計画の前期計画期間が今年度をもって終了いたします。これに伴いまして、今年度に後期計画を策定する予定でございます。本計画には、社会情勢の変化等を踏まえ、新たな視点で取組を加えていきますが、大きな変更点としては令和６年４月１日に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律における市町村基本計画を位置付けることといたします。そのほか、策定のスケジュール等は資料を御確認ください。説明は以上です。
○福原生活安全課長　生活安全課でございます。資料１１をお願いいたします。先日の竹内議員の一般質問で答弁させていただきました、今年度制定を予定している犯罪被害者等支援条例について御説明申し上げます。まず、条例制定の背景でございますが、犯罪が頻繁に発生している現代において、市民の誰もが犯罪の被害者になる可能性がございます。これは、直接的な被害だけでなく、精神的被害や経済的損失を被ることがございます。こうした中、国では、犯罪被害者等基本法に基づく第４次犯罪被害者等基本計画において、地方公共団体による総合的かつ計画的な支援の推進が盛り込まれました。本市といたしましても、支援制度の重要性を認識し、条例制定の運びとなりました。つづきまして、条例の目的でございますが、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、支援を総合的に推進し、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的としております。つぎに、今後のスケジュールでございますが、本年１２月を目途に条例案を作成いたします。案ができましたら、当委員会でお示しさせていただきます。翌年１月にパブリックコメントを実施し、３月の定例会に議案を提出したいと考えております。つぎに、支援の内容でございますが、関係機関と協議を行い、切れ目のない支援を行うための支援メニューを策定したいと考えております。最後に、施行日でございますが、令和８年４月１日を予定しております。説明は以上となります。
○天貝行政経営課長　前回の委員会におきまして、外郭団体の合併に向けた検討の進捗状況につきまして御説明させていただきました。その際に委員長より、ほかの自治体の

事例の資料があれば提供してほしいとの御要望をいただきました。その後、同じ日の文教厚生委員会においても同じ説明をしたところ、議会とは別の団体の合併の話なのだから、各団体の中である程度話が煮詰まってから議会に報告すべきだ、外からの意見を聞きすぎると合併できない、合併というのは非常に難しいものなんだ、との御意見をいただきました。そういった御意見をいただき、確かにデリケートな部分でもございますので、委員長に相談させていただいて、資料としての提供は控えさせていただくことで、御了承をいただきましたので、口頭での説明に代えさせていただきたいと存じます。それではまず、本市で検討している観光協会、農業公社、産業文化事業団との合併に近い事例として、福島県伊達市において、「観光物産交流協会」、「農林業振興公社」、「スポーツ振興公社」などの６団体が合併して「伊達市振興公社」となった事例がございます。この事例では、合併後の事業部門宿泊部、物販観光部、スポーツまちづくり部の３部門に分けておりまして、宿泊部では宿泊を通じた観光振興事業、物販観光部では農産物直売所の案内などによる観光農業の振興、有害鳥獣対策などの農業寄りの事業を行っています。またスポーツまちづくり部では、体育館、プールなどの体育施設等の管理、スポーツイベントやまちづくりイベントの開催などの事業を行っている事例になります。また、長野県の信州なかの産業・観光公社におきましては、「産業公社」と「産業・観光公社」が合併したもので、観光振興事業や農産物生産振興事業のほか、市民の活動拠点となっている施設や公園施設の管理を行っている事例もございます。その他の自治体においても観光事業と公共施設の管理事業を合わせて行っている事例がいくつかございます。説明は以上となります。

○北島総務課長　総務課でございます。資料はございませんが、本年は１０月１日を基準日といたしまして、５年に一度の国勢調査を予定しております。この調査は、市内の全世帯が調査対象となるため、調査員は各地区の御協力をいただきながら、これまで実施してまいりました。本年におきましても、調査員ついては、５月下旬に開催されました地区長連合会の総会にお邪魔しまして、御協力のお願いをした後に、各地区長さん宛てに通知をさせていただきまして、全体で８２０名になりますが、６月２３日を期限に推薦いただけますようお願いしているところでございます。円滑に調査が実施できますよう、地域の皆様の御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。総務課からは以上でございます。

○堀越警防救急課長　第６７回土浦市消防ポンプ操法競技大会について、御報告させていただきます。事前の総務市民委員会で出場チームは１２チーム、１５箇分団と御報告させていただきましたが、事前委員会後に１３チーム、１７箇分団の出場になりましたので改めて御報告させていただきます。以上でございます。

○奥谷委員長　ありがとうございます。委員の皆様から執行部に何かございますか。

○篠塚委員　まず１点、男女共同参画推進計画ですが、名称が男女共同参画と、今ではもう古い名称になってきているかと思うので、計画ですのでしょうがないと思いますが、ぜひ話し合う際には、今後の計画はどのような名称にするのかを含めて、男女共同参画という言葉が時代に合っていないと思いますので、御検討をよろしくお願いしたいと思

います。
○中川人権推進課長　委員から御提案がありましたとおり、男女共同参画と計画にはありますが、時代にそぐわない部分もありますので、推進委員にはそのように御提案させていただきながら、名称にサブタイトルを付けるなど揉んでいただいて、１年間で中身込みで良い計画ができるように進めさせていただきます。ありがとうございます。
○奥谷委員長　ほかにございますか。
（「なし」という声あり）
○奥谷委員長　それでは、私から２点確認させていただきます。まず１点目が、公用車に備え付けのカーナビ及び市所有のフルセグ対応スマートフォンに係るＮＨＫ放送受信の契約状況、最近ニュース等で県内の自治体の状況が流れておりますので、本市における今の現状と対応策についてが１点、あとは市職員が公用車を運転する際の酒気帯びの有無、アルコールチェックの実施について、今どのような形でやっているのか、それともやっていないのかというのを含めて２点お伺いしたいと思います。
○渡邊管財課長　管財課です。御質問の１点目、公用車に備え付けのカーナビ及び市所有のフルセグ対応スマートフォンに係るＮＨＫ放送受信の契約状況についてお答えいたします。県内の複数の自治体で公用車に設置しているテレビ受信機能付きのカーナビやテレビ受信機能付きの携帯電話におけるＮＨＫ受信契約漏れが報道されていることを受け、本市におきましても同様の事例がないか、全庁での調査を実施いたしました。現在、ＮＨＫ水戸放送局と協議中であり、まだ確定の数値ではありませんが、公用車のカーナビ２０台分が未契約であることが判明しております。携帯電話につきましては、テレビ受信機能付きの携帯電話が７台ありますが、いずれも同一設置場所で既に契約しているテレビがあるため、支払義務は発生しておりません。この後、来週中になると思いますが、ＮＨＫとの協議を終え、最終的な数値が確定しましたら委員の皆様に御報告し、土浦市政記者クラブへ情報提供をする予定でございます。つづきまして、２点目、市職員の公用車運転時に係る酒気帯びの有無の確認についてでございます。公用車運転時に係る酒気帯びの有無の確認につきましては、道路交通法施行規則の改正により、令和４年４月１日から目視等による確認としまして、直近の飲酒の有無や飲酒した時間、飲酒量などを運転者から聞き取り、運転者の顔色や呼気の臭い、応答の声の調子などから酒気帯びの有無を判断する形で実施してまいりました。その後、道路交通法施行規則により令和４年１０月１日から検知器による確認が義務化される予定だったことから、令和４年１０月からは、運転する前後に目視等による確認に加えて、アルコール検知器による測定を実施し、所属長等にその測定結果を直接確認してもらう方法で対応しており、現在に至ります。以上でございます。
○奥谷委員長　ありがとうございました。カーナビの件は現在対応中ということで理解いたしました。公用車の関係についてもアルコールチェックと含めて免許証のチェックも仕組みの中にいれていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
○渡邊管財課長　免許証の確認についてですが、こちらにつきましては年１回、運行管理者である所属長等が安全運転管理者向けに自動車等運転者報告書を提出することにな

っておりまして、その時に必ず所属職員の運転免許証原本の提示を求めて、免許の確認を行ってございます。
○奥谷委員長　ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。ほかに皆様から何かございますか。
（「なし」という声あり）
○奥谷委員長　以上で付託された議案等の審査は終了いたしました。執行部の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございました。委員の皆様は協議事項がありますので、引き続きお待ちください。
（執行部退席）
○奥谷委員長　つぎに、協議事項（２）各種委員会等委員の選出に移ります。まず、土浦市環境審議会委員でございます。今までは滝田委員にお願いをしてまいりましたが、いかがいたしましょうか。
（「継続で」との声あり）
○奥谷委員長　継続でとの声がございましたが、滝田委員いかがでしょうか。
○滝田委員　はい。よろしくお願いします。
○奥谷委員長　それでは、引き続き滝田委員よろしくお願いいたします。なお、委員の任期は令和７年７月１日から令和９年６月３０日までとなりますのでよろしくお願いいたします。つぎに、土浦市地域医療運営協議会委員でございます。今までは小坂委員にお願いしてまいりましたが、いかがいたしましょうか。
○小坂委員　できればほかの方にお願いできればと思います。
○奥谷委員長　小坂委員からほかの方にというお話がございましたが、いかがいたしましょうか。
（「奥谷委員に」との声あり）
○奥谷委員長　私にという声がありましたが、お引き受けしてよろしいでしょうか。
（「はい」という声あり）
○奥谷委員長　それでは、私が務めさせていただきます。こちらの任期は令和７年７月１日から令和９年６月３０日までとなっております。つぎに、土浦市多文化共生推進プラン検討委員会委員でございます。今までは、栁澤委員にお願いをしてまいりましたが、いかがいたしましょうか。
（「継続で」との声あり）
○奥谷委員長　継続でとの声がございましたが、栁澤委員いかがでしょうか。
○栁澤委員　よろしくお願いします。
○奥谷委員長　それでは、継続でということでよろしいでしょうか。
（「はい」という声あり）
○奥谷委員長　それでは、引き続き栁澤委員よろしくお願いいたします。なお、委員の任期は令和７年７月１７日から令和１０年７月１６日までとなりますのでよろしくお願いいたします。最後に、総務市民委員会委員長、副委員長の選任の件でございます。現在の正副委員長が選任されて１年経ちましたので、皆様にお諮りしたいと思います。先

例集の第６章、第２節に「各常任委員会の委員長及び副委員長の任期は、概ね１年を例とする。ただし、再任を妨げない。」との記載がございますが、委員長はいかがいたしましょうか。

（「目黒委員に」との声あり）

○奥谷委員長　目黒委員を委員長にという声がありましたが、目黒委員いかがでしょうか。

○目黒委員　よろしくお願いします。

○奥谷委員長　それでは、委員長は目黒委員となりますので、９月定例会からよろしくお願いいたします。つぎに、副委員長はいかがいたしましょうか。

（「菅井委員に」との声あり）

○奥谷委員長　菅井委員を副委員長にという声がありましたが、菅井委員いかがでしょうか。

○菅井委員　よろしくお願いします。

○奥谷委員長　それでは、副委員長は菅井委員となりますので、９月定例会からよろしくお願いいたします。以上で、総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。